

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令案新旧対照条文

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）	2
○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第三条関係）	12
○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（第四条関係）	13
○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第五条関係）	16
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（第六条関係）	25
○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第七条関係）	27
○ 地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第一百十二号）（抄）（第八条関係）	29
○ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）（抄）（第九条関係）	30

○	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）（第十条関係）	．．．．．	38
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第十一条関係）	．．．．．	39
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第十一条関係）	．．．．．	40
○	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（抄）（第十二条関係）	．．．．．	41
○	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）（第十三条関係）	．．．．．	48
○	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（抄）（第十四条関係）	．．．．．	51
○	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	55
○	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）（第十六条関係）	．．．．．	58
○	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）（抄）（第十七条関係）	．．．．．	59
○	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）（第十八条関係）	．．．．．	61
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第十九条関係）	．．．．．	62
○	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第二十条関係）	．．．．．	63

○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）（第二十一条関係）	85
○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第二十二条関係）	69
○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）（第二十三条関係）	70
○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第二十四条関係）	71
○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）（第二十五条関係）	73
○ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令（平成十九年政令第二百四十九号）（抄）（第二十六条関係）	75
○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）（第二十七条関係）	77
○ 空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）（抄）（第二十八条関係）	78
○ 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）（抄）（第二十九条関係）	79
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第三条関係）	80

改正案	現行
<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三条第一項、第五十三条第一項並びに同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項</p> <p>十三〇十六（略）</p>	<p>（建築基準関係規定）</p> <p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条（同法第五十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項並びに第五十三条第一項</p> <p>十三〇十六（略）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県等が行う国道の新設又は改築）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、<u>法第十七条第四項</u>の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、<u>第一項第一号中「都道府県知事又は都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村の長又は指定市以外の市町村」と、同項第五号及び第六号中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（指定市以外の市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等）</p> <p>第一条の五 <u>法第十七条第四項</u>の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路の附属物である<u>柵、並木、街灯、自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築</u></p>	<p>（都道府県等が行う国道の新設又は改築）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、<u>法第十七条第三項</u>の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、<u>第一項第一号中「都道府県知事又は都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村の長又は指定市以外の市町村」と、同項第五号及び第六号中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（指定市以外の市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等）</p> <p>第一条の五 <u>法第十七条第三項</u>の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路の附属物である<u>さく、並木、街灯、自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築</u></p>

(管理の特例の場合の読替規定)

第一条の六 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定 第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項	読み替えられる字句	読み替える字句 (法第十七条第一項の場合)	読み替える字句 (法第十七条第二項の場合)
(略)	都道府県	指定市	指定市以外の市
(略)	(略)	(略)	(略)
第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、	都道府県である	指定市である	指定市以外の市である

(管理の特例の場合の読替規定)

第一条の六 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第五項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定 第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項、第九十六条第二項	読み替えられる字句	読み替える字句 (法第十七条第一項の場合)	読み替える字句 (法第十七条第二項の場合)
(略)	都道府県	指定市	指定市以外の市
(略)	(略)	(略)	(略)
第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、	都道府県である	指定市である	指定市以外の市である

第七十六条、第九十六条第二項	(略)	第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	(略)	第九十四条第五項
	(略)	都道府県又は	(略)	都道府県である
	(略)	指定市又は	(略)	指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である
	(略)	指定市以外の市又は	(略)	指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である

2 | 法第十七条第三項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七十六条	(略)	第二十五条第一項、第九十条第一項	(略)	第九十四条第五項
	(略)	都道府県又は	(略)	都道府県である
	(略)	指定市又は	(略)	指定市、都道府県又は指定市以外の市である
	(略)	指定市以外の市又は	(略)	指定市以外の市、都道府県又は指定市である

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	都道府県の	町村の
第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	都道府県である	町村である
第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	町村又は
第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	市町村	市町村（町村を除く。）
第九十四条第五項	都道府県である	町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市

第九十六条第三項	都道府県が	をいう。)
町村が		

3 | 法第十七条第四項の場合における同条第六項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

				第十三条第四項	(略)	読み替える規定
関係都道府県	都道府県の	修繕又は災害復旧	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	(略)	読み替えられる字句	
当該指定市以外の市町	指定市以外の市町村の	修繕	町村が国道の修繕	第十七条第四項の規定により指定市以外の市	(略)	読み替える字句

2 | 法第十七条第三項の場合における同条第五項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

				第十三条第四項	(略)	読み替える規定
関係都道府県	都道府県の	修繕又は災害復旧	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	(略)	読み替えられる字句	
当該指定市以外の市町	指定市以外の市町村の	修繕	町村が国道の修繕	第十七条第三項の規定により指定市以外の市	(略)	読み替える字句

	(略)	第六十四条第一項
	(略)	連結料並びに 負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占有料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市
村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）	(略)	連結料、 負担金並びに第三十九条の規定に基づく占有料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町
	(略)	第六十四条第一項
	(略)	連結料並びに 負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占有料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市
村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）	(略)	連結料、 負担金並びに第三十九条の規定に基づく占有料で、第十七条第四項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町

(略)	(略)	村
-----	-----	---

第四条の二 (略)

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項(電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村

(略)	(略)	村
-----	-----	---

第四条の二 (略)

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第四項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項(電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村

に支払わなければならない。

(都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 (略)

2 第二十二條の規定は、法第十七條第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。

この場合において、第二十二條中「都道府県」とあるのは、「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

3 前條の規定は、法第十七條第一項、第二項又は第四項の規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前條中「都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 (略)

2 前項の規定は、法第十七條第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は当該歩道の新設等に係る国道若しくは都道府県道の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

(中間検査及び完了認定の申請)

に支払わなければならない。

(都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 (略)

2 第二十二條の規定は、法第十七條第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。

この場合において、第二十二條中「都道府県」とあるのは、「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

3 前條の規定は、法第十七條第一項から第三項までの規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前條中「都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 (略)

2 前項の規定は、法第十七條第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は当該歩道の新設等に係る国道若しくは都道府県道の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは、「道路管理者又は法第十七条第四項の規定により国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 六 (略)

(事務の区分)

第三十八条の四 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 (略)
- 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十六

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは、「道路管理者又は法第十七条第三項の規定により国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 六 (略)

(事務の区分)

第三十八条の四 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 (略)
- 二 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十六

条の規定により処理することとされているものを除く。(

条の規定により処理することとされているものを除く。)

改正案	現行
<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第九十一条</p> <p>四〇七 （略）</p>	<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第九十一条</p> <p>四〇七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）</p> <p>第一条 都市公園法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める技術的基準は、次条及び第二条に定めるところによる。</p> <p>第一条の二 （略）</p> <p>（国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準）</p> <p>第三条 法第三条第三項の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）</p> <p>第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合には、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、</p>	<p>第一条 （略）</p> <p>（国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備の基準）</p> <p>第三条 都市公園法（以下「法」という。）第三条第三項の政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準は、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>（許容建築面積の特例）</p> <p>第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合において、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、</p>

同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合

二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合

イ〜ハ （略）

三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

四 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合

2 | 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 | 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 | 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる

同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）百分の十

二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物 百分の二十

イ〜ハ （略）

2 | 都市公園に屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として法第四条第一項本文又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 | 都市公園に仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前二項に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として法第四条第一項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

場合に關する法第四条第一項ただし書の政令で定める範圍は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができないこととする。

5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に關する法第四条第一項ただし書の政令で定める範圍は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができないこととする。

6 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書の政令で定める範圍については、第二項から前項までの規定を準用する。

改正案	現行
<p>（料金により償うその他の道路の管理に要する費用の範囲）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による届出に係る道路に係る法第二十三条第一項第三号の政令で定める費用は、次に掲げる費用の財源に充てるための地方債又は一時借入金の本元の償還及び利息の支払に要する費用とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（その他の道路に係る料金の額の基準）</p> <p>第九条 前条に規定する会社管理高速道路及び道路以外の道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 法第十八条第一項又は第十九条第一項の料金の額を定めようとするときには、当該道路の料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該道路に係る第七条第三項の費用の額の合計額に見合う額とする。</p> <p>五 前各号の料金の額を定めた後、当該料金の徴収期間を通じて、次のイからニまで（法第十条第一項、第十一条第一項又は第十五条第一項</p>	<p>（料金により償うその他の道路の管理に要する費用の範囲）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十八条第一項又は第十九条第一項の許可に係る道路に係る法第二十三条第一項第三号の政令で定める費用は、次に掲げる費用の財源に充てるための地方債又は一時借入金の本元の償還及び利息の支払に要する費用とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（その他の道路に係る料金の額の基準）</p> <p>第九条 前条に規定する会社管理高速道路及び道路以外の道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 法第十八条第一項若しくは第四項又は第十九条第一項若しくは第四項の料金の額を定めようとするときには、当該道路の料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該道路に係る第七条第三項の費用の額の合計額に見合う額とすること。</p> <p>五 前各号の料金の額を定めた後、当該料金の徴収期間を通じて、次のイからニまで（法第十条第一項、第十一条第一項又は第十五条第一項</p>

の許可に係る道路にあつてはイ、ハ及びニ、法第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による届出に係る道路にあつてはイ及びハ。以下この号において同じ。）に掲げる額が、当該料金の額を定めようとするときにその算定の基礎とした当該イからニまでに定める額と著しく異なるものであること。

イ〜二 (略)

六 法第二十四条第一項本文の規定により高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路を通行し、又は利用する車両（道路法第二条第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）から徴収する料金の額は、道路の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。

イ〜リ (略)

七 (略)

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自

の許可に係る道路にあつてはイ、ハ及びニ、法第十八条第一項又は第十九条第一項の許可に係る道路にあつてはイ及びハ。以下この号において同じ。）に掲げる額が、当該料金の額を定めようとするときにその算定の基礎とした当該イからニまでに定める額と著しく異なるものであること。

イ〜二 (略)

六 法第二十四条第一項本文の規定により高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路を通行し、又は利用する車両（道路法第二条第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）から徴収する料金の額は、道路の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。

イ〜リ (略)

七 (略)

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自

自動車国道を除く。)の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項ま	(略)	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	(略)	機構及び会社が行う道路(高速自動車国道を除く。)の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く。)の管理について適用する場合	
地方道路公社	(略)			

自動車国道を除く。)の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二	(略)	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	(略)	機構及び会社が行う道路(高速自動車国道を除く。)の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く。)の管理について適用する場合	
地方道路公社	(略)			

(略)		定区間外の国道 にあつては都道 府県。以下「道 路管理者」とい う。)	定区間外の国道 にあつては都道 府県。以下「道 路管理者」とい う。)
(略)			
(略)			
(略)			

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		(略)	都道府県道又は市町村道に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に
(略)		(略)		
(略)		(略)		

(略)		定区間外の国道 にあつては都道 府県。以下「道 路管理者」とい う。)	定区間外の国道 にあつては都道 府県。以下「道 路管理者」とい う。)
(略)			
(略)			
(略)			

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		(略)	都道府県道又は市町村道に	道路整備特別措置法第十八条第一項の許可に係る道路に
(略)		(略)		
(略)		(略)		

第八十五条第三項		道路の附属物の新設 又は改築に		道路整備特別措置法第 十八条第二項の規定に よる届出に係る道路の 附属物の新設又は改築 に	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定		読み替えられる 字句	
次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句		機構及び会社が行う道路（高速	地方道路公社が行う道路（高速

第八十五条第三項		道路の附属物の新設 又は改築に		道路整備特別措置法第 十八条第一項の許可に 係る道路の附属物の新 設又は改築に	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定		読み替えられる 字句	
次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句		機構及び会社が行う道路（高速	地方道路公社が行う道路（高速

<p>2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
	(略)	(略)	(略)	
	第三十四条の三 第二号	道路管理者又は 法第十七条第四 項の規定により 歩道の新設等 を行う指定市以外 の市町村	会社	地方道路公社
	(略)	(略)	自動車国道を除く。 （）の管理に ついて適用する 場合	自動車国道を除く。 （）の管理に ついて適用する 場合

<p>2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
	(略)	(略)	(略)	
	第三十四条の三 第二号	道路管理者又は 法第十七条第三 項の規定により 歩道の新設等 を行う指定市以外 の市町村	会社	地方道路公社
	(略)	(略)	自動車国道を除く。 （）の管理に ついて適用する 場合	自動車国道を除く。 （）の管理に ついて適用する 場合

第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	有料道路管理者
------------	---	---------

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第四	国土交通大臣	会社

第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	有料道路管理者
------------	---	---------

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十七条第三	国土交通大臣	会社

項の規定により 歩道の新設等を行 う指定市以外 の市町村	
項の規定により 歩道の新設等を行 う指定市以外 の市町村	

改 正 案	現 行
<p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第二十二條の七（略）</p> <p>2 法第三十四條第二項第三号に規定する政令で定める場合は、土地等（同条第一項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。）が、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七條第三項の規定により、都道府県、町村又は同条第二項に規定する緑地管理機構（公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下この項において「機構」という。）に買い取られる場合（機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限る。）とする。</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）</p> <p>第二十二條の七（略）</p> <p>2 法第三十四條第二項第三号に規定する政令で定める場合は、土地等（同条第一項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。）が、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七條第三項の規定により、市町村又は同法第六十八條第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第六十九條第一号ハに掲げる業務を行うもの（公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下この項において「機構」という。）に買い取られる場合（機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限る。）とする。</p> <p>一〇三（略）</p>

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第三十九条の四 (略)

2 (略)

3 法第六十五条の三第一項第三号に規定する政令で定める場合は、土地等(同項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。)が、都市緑地法第十七条第三項の規定により、都道府県、町村又は同条第二項に規定する緑地管理機構(公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。))であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下この項において「機構」という。)に買い取られる場合(機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限る。)とする。

一〜三 (略)

4 (略)

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第三十九条の四 (略)

2 (略)

3 法第六十五条の三第一項第三号に規定する政令で定める場合は、土地等(同項に規定する土地等をいう。以下この項において同じ。)が、都市緑地法第十七条第三項の規定により、市町村又は同法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構で同法第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うもの(公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。))であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。以下この項において「機構」という。)に買い取られる場合(機構に買い取られる場合にあつては、次に掲げる要件を満たす場合に限る。)とする。

一〜三 (略)

4 (略)

改正案		現行	
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

（道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え）

（道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え）

第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替は、次の表のとおりとする。

(略)	第三十四条の三第二号	(略)	読み替える道路法施行令の規定
(略)	道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	(略)	読み替えられる字句
(略)	国土交通大臣	(略)	読み替える字句

第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替は、次の表のとおりとする。

(略)	第三十四条の三第二号	(略)	読み替える道路法施行令の規定
(略)	道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	(略)	読み替えられる字句
(略)	国土交通大臣	(略)	読み替える字句

改正案	現行
<p>（都道府県に対する国の補助）</p> <p>第十六条 国が法第四十六条の規定により補助する金額は、次の表の上欄に掲げる事業の種類ごとに、当該事業に要する費用の額（当該事業を行う者が土地改良法第三十六条第八項の農林水産省令で定める者から当該事業に要する費用の一部を徴収する場合又は同法第九十六条の四第一項において準用する同法第三十六条第一項の農林水産省令で定める者から当該事業に要する費用に充てるため金銭を徴収する場合には、当該費用の額からその徴収する金額を差し引いて得た額）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額又は都道府県が当該事業につき補助した金額のどちらか低い額とする。</p> <p>（表略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（都道府県に対する国の補助）</p> <p>第十六条 国が法第四十六条の規定により補助する金額は、次の表の上欄に掲げる事業の種類ごとに、当該事業に要する費用の額（当該事業を行う者が土地改良法第三十六条第八項の農林水産省令で定める者から当該事業に要する費用の一部を徴収する場合又は同法第九十六条の四において準用する同法第三十六条第一項の農林水産省令で定める者から当該事業に要する費用に充てるため金銭を徴収する場合には、当該費用の額からその徴収する金額を差し引いて得た額）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額又は都道府県が当該事業につき補助した金額のどちらか低い額とする。</p> <p>（表略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の三 法第七條第一項（法第二十五條の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五條の六までに定めるところによる。</p> <p>（雨水吐の構造の技術上の基準）</p> <p>第五條の四 雨水吐（合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。第五條の八及び第五條の九において同じ。）で雨水の影響が大きい時に下水の一部を河川その他の公共の水域又は海域に放流するものをいう。以下同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 雨水の影響が大きくない時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きき時においては第六條第二項に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるように、適切な高さの堰<small>せき</small>の設置その他の措置が講ぜられていること。</p> <p>二 雨水吐からのきょう雑物の流出を最少限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。</p>	<p>（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の三 法第七條（法第二十五條の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五條の七までに定めるところによる。</p> <p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）</p> <p>第五條の四 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五條の六において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 堅固で耐久力を有する構造とすること。</p> <p>二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとして講ぜられていること。</p> <p>三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又はさく<small>さく</small>の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステン</p>

レス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第五条の五 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

六 雨水吐（合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設で雨水の影

響が大きい時に下水の一部を河川その他の公共の水域又は海域に放流するものをいう。以下同じ。）の構造は、次に掲げるところによること。

イ 雨水の影響が大きい時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きい時においては第六条第二項に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるように、適切な高さの堰せきの設置その他の措置が講ぜられていること。

ロ 雨水吐からのきよう雑物の流出を最少限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。

七 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条の五 処理施設（これを補完する施設を含み、終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条の六 第五条の四に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

一| 水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる放流水の水質の技術上の基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること。

二| 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。

（表略）

2 前項第二号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は^{りん}燐含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

（適用除外）

第五条の六 前二条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

一・二 (略)

二| 水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる放流水の水質の技術上の基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること。

三| 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。

（表略）

四| 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

2 前項第三号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は^{りん}燐含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

（適用除外）

第五条の七 前三条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

一・二 (略)

(公共下水道又は流域下水道の構造の基準)

第五条の七 法第七条第二項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第五条の八 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられてい

ること。

(排水施設の構造の基準)

第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

(処理施設の構造の基準)

第五条の十 第五条の八に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第五条の十一 第五条の六の規定は、前三条の規定の適用について準用する。

(放流水の水質の技術上の基準)

第六条 (略)

一～三 (略)

- 四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び^{リン}含有量 第五条の五第二項に規定する計画放流水質に適合する数値

2～4 (略)

(放流水の水質の技術上の基準)

第六条 (略)

一～三 (略)

- 四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び^{リン}含有量 第五条の六第二項に規定する計画放流水質に適合する数値

2～4 (略)

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

一〇六 (略)

(都市下水路の構造の基準)

第十七条の九 第五条の八、第五条の九（第六号に係る部分を除く。）及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一〇六 (略)

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第十七条の九 第五条の四、第五条の五（第六号及び第七号に係る部分を除く。）及び第五条の七の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理に關して必要な技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（権限の委任）</p> <p>第五条 法第五<u>条</u>第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第五条 法第四<u>条</u>第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、 第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項</p> <p>三〇十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、 第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項</p> <p>三〇十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十一〇三十（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十一〇三十（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 都市計画制限等</p> <p>第一節・第一節の二（略）</p> <p>第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制（第三十条―第三十八条の三）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県が定める都市計画）</p> <p>第九条 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 都市計画制限等</p> <p>第一節・第一節の二（略）</p> <p>第二節 都市計画施設等の区域内における建築の規制（第三十七条―第三十八条の三）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県が定める都市計画）</p> <p>第九条 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の地区</p> <p>イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯</p> <p>ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三</p>

一 風致地区で面積が十ヘクタール以上のもの（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）

二 特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区（第十二条第三号において「近郊緑地特別保全地区」という。）を除く。）で面積が十ヘクタール以上のもの（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）

2 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとす

一 次に掲げる道路

イ（略）

ロ その他の道路で自動車専用道路であるもの

二（略）

（削る）

項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

二 指定都市の区域

二 風致地区で面積が十ヘクタール以上のもの

三 特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区（第十二条第三号において「近郊緑地特別保全地区」という。）を除く。）で面積が十ヘクタール以上のもの

2 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとす

一 次に掲げる道路

イ（略）

ロ その他の道路で、車線の数が四以上のもの又は自動車専用道路であるもの

二（略）

三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条

三 (略)

四 公園、緑地、広場又は墓園で、面積が十ヘクタール以上のもの
(国又は都道府県が設置するものに限る。)

五 八 (略)

(削る)

(削る)

九・十 (略)

(削る)

(法第十五条第一項第六号の政令で定める大規模な土地区画整理事業等)

第十条 法第十五条第一項第六号の政令で定める大規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業で施行区域の面積が五十ヘクタールを超えるもの

二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えるもの

三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業で施行区域の面積が二十ヘクタールを超えるもの

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成

第五項に規定する一般自動車ターミナル

四 (略)

五 公園、緑地、広場又は墓園で、面積が十ヘクタール以上のもの

六 九 (略)

十 大学又は高等専門学校

十一 集団住宅が二千戸以上の一団地の住宅施設

十二・十三 (略)

十四 防潮の施設

(法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業等)

第十条 法第十五条第一項第六号の政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業で施行区域の面積が五十ヘクタールを超えないもの

二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えないもの

三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業で施行区域の面積が二十ヘクタールを超えないもの

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成

九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）による防災街区整備事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えるもの

(法第十五条第一項第七号の政令で定める市街地開発事業等予定区域)

第十条の二 法第十五条第一項第七号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものは、法第十二条の二第一項第五号又は第六号に掲げる予定区域とする。

第十条の三・第十条の四 (略)

(許可を要しない開発行為の規模)

第十九条 (略)

2 都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が次に掲げる区域内にあるものの区域についての前項の表市街化区域の項の規定の適用については、同項中「千平方メートル」とあるのは、「五百平方メートル」とする。

一 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

二 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）による防災街区整備事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えないもの

第十条の二・第十条の三 (略)

(許可を要しない開発行為の規模)

第十九条 (略)

2 都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が次に掲げる区域内にあるものの区域についての前項の表市街化区域の項の規定の適用については、同項中「千平方メートル」とあるのは、「五百平方メートル」とする。

一 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

二 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

三 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 五 （略）

六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物

七 三十 （略）

第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制

（公告の方法等）

第四十二条 （略）

2 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長（法第五十五条第四項

三 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 五 （略）

六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物

七 三十 （略）

第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制

（公告の方法等）

第四十二条 （略）

2 国土交通大臣、都道府県知事（法第五十五条第四項の規定により

の規定により、法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者）、施行予定者又は施行者は、法第六十条の二第二項、第五十七条第一項、第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）又は第六十六条の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている都市計画施設の区域等、事業予定地、市街地開発事業等予定区域の区域又は事業地内の適当な場所に掲示しなければならない。

3 都道府県知事又は市長は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

（一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設）

第四十五条 法第八十七条の二第一項の一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものは、第九条第二項各号に掲げる都市施設のうち、次に掲げるものとする。

（削る）

、法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者）、施行予定者又は施行者は、法第六十条の二第二項、第五十七条第一項、第五十二条の三第一項（法第五十七条の四において準用する場合を含む。）又は第六十六条の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている都市計画施設の区域等、事業予定地、市街地開発事業等予定区域の区域又は事業地内の適当な場所に掲示しなければならない。

3 都道府県知事は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

（一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設）

第四十四条の二 法第八十七条の二第一項の一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものは、第九条第二項各号に掲げる都市施設のうち、次に掲げるものとする。

一 道路法第三条の高速自動車国道若しくは一般国道、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十二

一〇五 (略)

(削る)

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

- 一 用途地域、特例容積率適用地区又は高層住居誘導地区
- 二〇四 (略)

条第一項に規定する指定都市高速道路

二〇六 (略)

(大都市等に関する特例)

第四十五条 指定都市において、法第八十七条の三の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の三十八に定めるところによる。

2 中核市において、法第八十七条の三の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の十七に定めるところによる。

3 特例市において、法第八十七条の三の規定により、特例市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十に定めるところによる。

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の四第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一〇三 (略)

		改 正 案	
		現 行	
（土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え） 第四十六条の十五 法第百十八条の三十一第三項の規定による技術的読替 えは、次の表のとおりとする。			
第六十六条第七項	(略)	(略)	(略)
付加増置（	(略)	(略)	(略)
付加増置（工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置にあつては、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する工作物又は物件であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移	(略)	(略)	(略)
（土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え） 第四十六条の十五 法第百十八条の三十一第三項の規定による技術的読替 えは、次の表のとおりとする。			
第六十六条第七項	(略)	(略)	(略)
附加増置（	(略)	(略)	(略)
付加増置（工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置にあつては、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する工作物又は物件であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	<p>転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地への移転工作物等」という。）の新築、改築、増築若しくは大修繕又は付加増置を含み、</p>
-----	-----	-----	--

第四十九条 施行者は、法第百三十三条第一項の認可を申請しようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（大都市等の特例）

第五十一条 指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第百三十七条の規定により、指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第七章の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

(略)	(略)	(略)	<p>転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地への移転工作物等」という。）の新築、改築、増築若しくは大修繕又は付加増置を含み、</p>
-----	-----	-----	--

第四十九条 施行者は、法第百三十三条第一項の認可を申請し、又は同項の協議を申し出ようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（大都市等の特例）

第五十一条 指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第百三十七条の規定により、指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第七条の四第一項、法第七条の五から第七条の七まで、法第六十条第一項、法第六十一条第一項、法第六十二条第一項及び第二項、法第六十六条、法第九十八条第二項（法第百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに法第七章の

規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされて
いる事務とする。

○ 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公共団体の条例）</p> <p>第二条 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例は、面積が十ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域にわたるものに限る。以下同じ。）に係るものにあつては都道府県が、その他の風致地区に係るものにあつては市町村が定めるものとする。</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第三条 風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事（市（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）<u>、その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為</u></p>	<p>（地方公共団体の条例）</p> <p>第二条 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例は、面積が十ヘクタール以上の風致地区に係るものにあつては都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域においては、指定都市）が、その他の風致地区に係るものにあつては市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）が定めるものとする。</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第三条 風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事（指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下単に「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下単に「特例市」という。）にあつては、それぞれその長。以下同じ。）<u>、その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に</u></p>

その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

一〇六 (略)

七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

八 (略)

2 国、都道府県又は市町村（面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては、国、都道府県、市又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた町村。以下この項において「国等」と総称する。）の機関が行う行為については、前項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長に協議しなければならないものとする。

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすること

関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

一〇六 (略)

七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

八 (略)

2 国、都道府県又は市町村（面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては、国、都道府県、指定都市、中核市、特例市又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村。以下この項において「国等」と総称する。）の機関が行う行為については、前項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長に協議しなければならないものとする。

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすること

を要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。

一 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（都市の風致の維持上支障があると認めて条例で定めるものを除く。）

二 (略)

(許可の基準)

第四条 都道府県知事等又は市町村の長は、前条第一項各号に掲げる行為で次に定める基準（第一号イ、ロ若しくはハ又は第四号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。）及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

を要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。

一 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行なう農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（都市の風致の維持上支障があると認めて条例で定めるものを除く。）

二 (略)

(許可の基準)

第四条 都道府県知事又は市町村の長は、前条第一項各号に掲げる行為で次に定める基準（第一号イ、ロ若しくはハ又は第四号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。）及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

一〇三 (略)

四 宅地の造成等については、次に該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(1) (略)

(2) 都市の風致の維持上特に重要な森林で、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致

地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採

五 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ (略)

六 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確實であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が一ヘクタールを超えないこと。

七 (略)

八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

一〇三 (略)

四 宅地の造成等については、次に該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(1) (略)

(2) 都市の風致の維持上特に重要な森林で、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地

区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採

五 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ (略)

六 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確實であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が一ヘクタールをこえないこと。

七 (略)

八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

○ 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条第一項の政令で定める土地及び規模）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号ニに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域内に所在する土地で、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。第四条において同じ。）が指定し、総務省令・国土交通省令で定めるところにより公告したもの</p> <p>二 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第四条第二項の政令で定める法人、事業、規模及び要件）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、都道府県（市の区域内にあつては、当該市。次条において同じ。）は、条例で、区域を</p>	<p>（法第四条第一項の政令で定める土地及び規模）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号ニに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域内に所在する土地で、都道府県知事が指定し、総務省令・国土交通省令で定めるところにより公告したもの</p> <p>二 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第四条第二項の政令で定める法人、事業、規模及び要件）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の</p>

限り、百平方メートル（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域（次条において「防災再開発促進地区の区域」という。）内にあつては、五十平方メートル）以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

4 (略)

(他の法令の準用)

第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十八 (略)

指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内にあつては、当該指定都市又は中核市は、条例で、区域を限り、百平方メートル（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域（次条において「防災再開発促進地区の区域」という。）内にあつては、五十平方メートル）以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

4 (略)

(他の法令の準用)

第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十八 (略)

2
·
3
(略)

2
·
3
(略)

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>2 （略）</p> <p>第四十三条 施行者は、法第百条第一項後段の認可を申請しようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都府県知事に提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>2 （略）</p> <p>第四十三条 施行者は、法第百条第一項後段の認可を申請し、又は同項の協議を申し出ようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都府県知事に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（航空機騒音対策基本方針）</p> <p>第三条 航空機騒音対策基本方針は、次に掲げるところに従つて定めるものとする。</p> <p>一 特定空港の設置者が当該都道府県知事に示した航空機騒音影響度レベルが七十五以上である地域を基準として航空機騒音障害防止地区とすべき地域を定め、当該航空機騒音影響度レベルが八十以上である地域を基準として航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定めること。</p> <p>二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮するとともに、当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、適正かつ合理的な土地利用に関する事項を定めること。</p> <p>三 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用を図るための施設の整備に関する基本的事項を定める場合にあっては、当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、おおむね次に掲げる施設の整備に関する事項を定めるよう努めること。</p> <p>イ 生活環境施設</p> <p>ロ 産業基盤施設</p> <p>ハ 国土保全施設</p>	<p>（航空機騒音対策基本方針）</p> <p>第三条 航空機騒音対策基本方針は、次に掲げるところに従つて定めるものとする。</p> <p>一 特定空港の設置者が当該都道府県知事に示した航空機騒音影響度レベルが七十五以上である地域を基準として航空機騒音障害防止地区とすべき地域を定め、当該航空機騒音影響度レベルが八十以上である地域を基準として航空機騒音障害防止特別地区とすべき地域を定めること。</p> <p>二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮するとともに、当該地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、適正かつ合理的な土地利用に関する事項及び当該地域の振興を図るための施設の整備に関する事項を定めること。</p> <p>（新規）</p>

ニ| スポーツ又はレクリエーションに関する施設
ホ| その他地域の振興に寄与する施設

2
(略)

第四条 削除

2
(略)

(法第三条第二項第三号の政令で定める施設)

第四条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一| 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設
- 二| 生活環境施設
- 三| 産業基盤施設
- 四| 国土保全施設
- 五| スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- 六| その他地域の振興に寄与する施設

○ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）（抄）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（拠点整備促進区域内における都道府県知事等の許可を要しない行為）</p> <p>第五条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>第九条～第十二条 （略）</p>	<p>（拠点整備促進区域内における都道府県知事の許可を要しない行為）</p> <p>第五条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（大都市等の特例）</p> <p>第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）においては、法第三章第一節の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務のうち法第十九条第四項の事務以外の事務は、指定都市、中核市又は特例市の長が行う。</p> <p>第十条～第十三条 （略）</p>

改正案	現行
<p>第五十一条 施行者は、法第二百七十七条第一項の認可を申請しようとするときは、併せて前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を提出しなければならない。</p> <p>（大都市等の特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第三百八条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>	<p>第五十一条 施行者は、法第二百七十七条第一項の認可を申請し、又は同項の協議を申し出ようとするときは、併せて前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を提出しなければならない。</p> <p>（大都市等の特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）において、法第三百八条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節、第九十一条第一項及び第九十二条第一項、法第九十三条において準用する都市再開発法第六十二条第一項及び第二項、法第九十七条、第二百三十三条第二項及び第三項並びに第二百八十三条第一項並びに同条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項から第三項まで及び第八十二条第一項の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。</p>

改正案	現行
<p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十一条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十九条第一号二において「指定都市」という。）にあっては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一 次に掲げる都市施設</p> <p>イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの（国又は都道府県が設置するものに限る。）</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 次に掲げる市街地開発事業であつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）</p>	<p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十一条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第十九条第一号二において「指定都市」という。）にあっては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一 次に掲げる都市施設</p> <p>イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他の道路で、車線の数が四以上のもの</p> <p>ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 次に掲げる市街地開発事業</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）</p>

第十五条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

一 (略)

(削る)

二 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。)

三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条の緑地保全地域(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。)及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区(首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のものにあつては、面積が十ヘクタール以上で、かつ、二以上の市町村の区域にわたるものに限る。)

第十五条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

一 (略)

二 都市計画法施行令九条第一項第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内における都市計画法第八条第一項第一号の用途地域、同項第二号の三の特例容積率適用地区又は同項第二号の四の高層住居誘導地区

三 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの

四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条の緑地保全地域及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区(首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のものにあつては、面積が十ヘクタール以上)のものに限る。)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第三十条・第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（個人施行者の選任する審査委員）</p> <p>第十六条 第十四条の規定は、個人施行者が選任する審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「総会の議決を経て」とあるのは、「<u>都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の承認を受けて</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十四条 施行者は、法第九十四条第一項又は第三項の認可を申請しようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県知事（市の区域内にあつては、<u>当該市の長</u>）に提出しなければならない。</p> <p>（<u>都道府県知事等の行う解任の投票</u>）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 第七条第二項から第四項まで及び第八条から第十一条までの規定は、</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第三十条・第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（個人施行者の選任する審査委員）</p> <p>第十六条 第十四条の規定は、個人施行者が選任する審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「総会の議決を経て」とあるのは、「<u>都道府県知事の承認を受けて</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十四条 施行者は、法第九十四条第一項又は第三項の認可を申請しようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（<u>都道府県知事等の行う解任の投票</u>）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 第七条第二項から第四項まで及び第八条から第十一条までの規定は、</p>

前項の解任の投票について準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条第一項」と、「組合」とあるのは「都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」と、「同条第三項中「組合は」とあるのは「都道府県知事等は」と、同条第四項及び第十一条第一項中「組合に」とあるのは「都道府県知事等に」と、第八条第四項、第九条第一項、第十条第二項並びに第十一条第二項及び第三項中「組合」とあるのは「都道府県知事等」と、第八条第八項から第十一項までの規定及び第十条第一項中「理事長」とあるのは「都道府県知事等が指名するその職員」と読み替えるものとする。

(削る。)

前項の解任の投票について準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条第一項」と、同項、第八条第四項、第九条第一項、第十条第二項並びに第十一条第二項及び第三項中「組合」とあるのは「都道府県知事」と、第七条第三項中「組合は」とあるのは「都道府県知事は」と、同条第四項及び第十一条第一項中「組合に」とあるのは「都道府県知事に」と、第八条第八項から第十一項までの規定及び第十条第一項中「理事長」とあるのは「都道府県知事が指名するその職員」と読み替えるものとする。

(大都市等の特例)

第三十条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この項において「特例市」という。）において、法第二十八条の規定により、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行う事務は、法（第九十七条第一項、第一百一条、第五章及び第二百六条第三項を除く。）又はこの政令の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

2 前項の規定により指定都市等の長が同項に規定する事務を行う場合に

においては、法第九条第七項（法第三十四条第二項、第四十五条第四項、第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）

、第三十八条第五項及び第五十一条第四項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により指定都市等の長が同項に規定する事務を行う場合

においては、法第十一条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）中「施行マンションとなるべきマンションの敷地（これに隣接する土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地（以下「隣接施行敷地」という。）を含む。）の所在地の市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）中「公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域、施行再建書」とあるのは「施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書」と、法第二十五条第一項中「住所を、施行マンションの所在地の市町村長を経由して」とあるのは「住所を」と、法第四十九条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）中「公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他国土

(事務の区分)

第三十条 第一条、第二条(第十五条において準用する場合を含む。)、
第四条第四項及び第二十五条第二項の規定により町村が処理することと
されている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条
第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第三十一条 (略)

交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない」とあ
るのは「公告しなければならない」と、法第四十九条第三項(法第五十
条第二項において準用する場合を含む。)中「第一項の図書」とあるの
は「施行マンシヨンの名称及びその敷地の区域、施行再建マンシヨンの
設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示
する図書」と、法第五十一条第六項中「定めるところにより、施行マン
シヨンの所在地の市町村長を経由して」とあるのは「定めるところによ
り」とする。

(事務の区分)

第三十一条 第一条、第二条(第十五条において準用する場合を含む。)
、第四条第四項及び第二十五条第二項の規定により市町村が処理するこ
ととされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二
号法定受託事務とする。

第三十二条 (略)

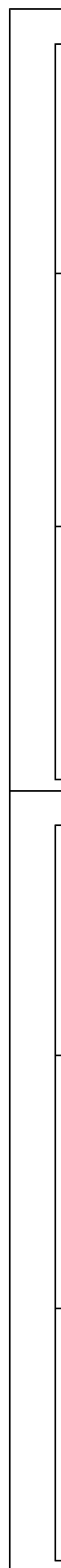
改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>二〇三十一 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七條の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>二〇三十一 （略）</p>

改正案	現行
<p>（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）</p> <p>第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項の許可若しくは同法第十八条第二項の規定による届出に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二条第一項の許可に係る工事实施計画</p> <p>二（略）</p> <p>三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第五条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画</p> <p>四（略）</p> <p>十一 土地改良法第七条第一項若しくは第九十五条第一項の認可に係る土地改良事業計画又は同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画</p> <p>十二（略）</p>	<p>（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）</p> <p>第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項若しくは第十八条第一項の許可に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二条第一項の許可に係る工事实施計画</p> <p>二（略）</p> <p>三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第四条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画</p> <p>四（略）</p> <p>十一 土地改良法第七条第一項若しくは第九十五条第一項の認可若しくは同法第九十六条の二第一項の同意に係る土地改良事業計画又は同法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の土地改良事業計画</p> <p>十二（略）</p>

○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三三号）（抄）（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
第三十四条の三第二号	(略)	読み替える道路法施行令の規定	第三十四条の三第二号	(略)	読み替える道路法施行令の規定
道路管理者又は法第七條第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	(略)	読み替えられる字句	道路管理者又は法第七條第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村	(略)	読み替えられる字句
管理有料高速道路承継会社	(略)	読み替える字句	管理有料高速道路承継会社	(略)	読み替える字句



○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（<u>町村</u>の長が特定優良賃貸住宅関係事務を行うこととする場合における 手続等）</p> <p>第三条 都道府県知事は、法第十一条の規定により、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の規定又は法第十三条の規定によりその権限に属する事務であつて、<u>町村</u>が作成した地域住宅計画に記載された特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に係るもの（以下「特定優良賃貸住宅関係事務」という。）を<u>当該町村</u>の長が行うこととする場合には、<u>当該町村</u>の長が行うこととする特定優良賃貸住宅関係事務の内容を明らかにして、<u>当該町村</u>の長が当該特定優良賃貸住宅関係事務を行うこととするについて、あらかじめ<u>当該町村</u>の長の同意を求めなければならない。</p> <p>2 <u>町村</u>の長は、前項の規定により都道府県知事から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務</p>	<p>（<u>市町村</u>の長が特定優良賃貸住宅関係事務を行うこととする場合における手続等）</p> <p>第三条 都道府県知事は、法第十一条の規定により、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の規定又は法第十三条の規定によりその権限に属する事務であつて、<u>市町村</u>（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市を除く。以下同じ。）が作成した地域住宅計画に記載された特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に係るもの（以下「特定優良賃貸住宅関係事務」という。）を<u>当該市町村</u>の長が行うこととする場合には、<u>当該市町村</u>の長が行うこととする特定優良賃貸住宅関係事務の内容を明らかにして、<u>当該市町村</u>の長が当該特定優良賃貸住宅関係事務を行うこととするについて、あらかじめ<u>当該市町村</u>の長の同意を求めなければならない。</p> <p>2 <u>市町村</u>の長は、前項の規定により都道府県知事から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務</p>

を町村の長が行うこととした場合においては、直ちに、その内容を公示しなければならない。

4 法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を町村の長が行ったときは、当該町村の長は、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

5 法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を町村の長が行うこととした場合においては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定又は法第十三条の規定中当該特定優良賃貸住宅関係事務に係る都道府県知事に関する規定は、町村の長に関する規定として町村の長に適用があるものとする。

を市町村の長が行うこととした場合においては、直ちに、その内容を公示しなければならない。

4 法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行ったときは、当該市町村の長は、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

5 法第十一条の規定により特定優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行うこととした場合においては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定又は法第十三条の規定中当該特定優良賃貸住宅関係事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村の長に関する規定として市町村の長に適用があるものとする。

○ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令（平成十九年政令第二百四十九号）（抄）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（民間事業者が計画の認定を申請することができる拠点施設の整備に関する事業の規模）</p> <p>第二条 法第七条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる拠点施設の整備に関する事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号イからニまでに掲げる区域における拠点施設の整備に関する事業であつて、当該拠点施設の整備に関する事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の拠点施設の整備に関する事業で次のイからハまでのいずれにも該当するものが施行される、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの拠点施設の整備に関する事業の事業区域の面積の合計が〇・五ヘクター以上となる場合における当該拠点施設の整備に関する事業 〇・二五ヘクター</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 基本方針のうち法第四条第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区の区域に係る法</p> <p>第五条第二項第一号に掲げる事項に照らして適切なものである</p>	<p>（民間事業者が計画の認定を申請することができる拠点施設の整備に関する事業の規模）</p> <p>第二条 法第七条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる拠点施設の整備に関する事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号イからニまでに掲げる区域における拠点施設の整備に関する事業であつて、当該拠点施設の整備に関する事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の拠点施設の整備に関する事業で次のイからハまでのいずれにも該当するものが施行される、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの拠点施設の整備に関する事業の事業区域の面積の合計が〇・五ヘクター以上となる場合における当該拠点施設の整備に関する事業 〇・二五ヘクター</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 基本方針のうち法第四条第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区の区域に係る法</p> <p>第五条第二項第二号に掲げる事項に照らして適切なものである</p>

ハ
ト。

ハ
(略)

三
(略)

ハ
ト。

ハ
(略)

三
(略)

○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）（第二十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定町村の長が都市緑地法の規定による事務を行うこととする場合における手続等）</p> <p>第八条 都道府県知事は、法第二十九条第一項の規定により同項に規定する事務を認定町村の長が行うこととする場合には、当該認定町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定町村の長がその事務を行うこととするについて、あらかじめ、当該認定町村の長の同意を求めなければならない。</p> <p>2 認定町村の長は、前項の規定により都道府県知事から同意を求められたときは、その内容について同意をすることがどうかを決定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、法第二十九条第一項の規定により同項に規定する事務を認定町村の長が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を公示しなければならない。</p> <p>4 認定町村の長は、法第二十九条第一項の規定により同項に規定する事務を行ったときは、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。</p>	<p>（認定市町村の長が都市緑地法の規定による事務を行うこととする場合における手続等）</p> <p>第八条 都道府県知事は、法第二十九条第一項の規定により同項に規定する事務を認定市町村の長が行うこととする場合には、当該認定市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の長がその事務を行うこととするについて、あらかじめ、当該認定市町村の長の同意を求めなければならない。</p> <p>2 認定市町村の長は、前項の規定により都道府県知事から同意を求められたときは、その内容について同意をすることがどうかを決定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、法第二十九条第一項の規定により同項に規定する事務を認定市町村の長が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を公示しなければならない。</p> <p>4 認定市町村の長は、法第二十九条第一項の規定により同項に規定する事務を行ったときは、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。</p>

○ 空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）（抄）（第二十八条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の空港法施行令第七条の規定は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第五項において準用する空港法第二十三条の規定に基づく条例について準用する。この場合において、同令第七条第一号中「設置し、及び管理する」とあるのは、「管理する」と読み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の空港法施行令第七条の規定は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第四項において準用する空港法第二十三条の規定に基づく条例について準用する。この場合において、同令第七条第一号中「設置し、及び管理する」とあるのは、「管理する」と読み替えるものとする。</p>

○ 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）（抄）（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>内閣府設置法第四条第三項第七号の政令で定める事業又は事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が国土交通大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ〜ワ （略）</p> <p>カ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画に記載された同法第五条第二項第二号及び第三号の事業等のうち、同法第十九条第二項の規定による交付金の交付対象となるもの</p> <p>ヨ〜レ （略）</p> <p>八 （略）</p>	<p>内閣府設置法第四条第三項第七号の政令で定める事業又は事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が国土交通大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ〜ワ （略）</p> <p>カ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画に記載された同法第五条第二項第三号及び第四号の事業等のうち、同法第十九条第二項の規定による交付金の交付対象となるもの</p> <p>ヨ〜レ （略）</p> <p>八 （略）</p>

改正案		現行	
別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）			
政 令	政 令	政 令	政 令
(略)	(略)	(略)	(略)
マンションの建替えの 円滑化等に関する法律 施行令（平成十四年政 令第三百六十七号）	マンションの建替えの 円滑化等に関する法律 施行令（平成十四年政 令第三百六十七号）	マンションの建替えの 円滑化等に関する法律 施行令（平成十四年政 令第三百六十七号）	マンションの建替えの 円滑化等に関する法律 施行令（平成十四年政 令第三百六十七号）
第一条、第二条（第十五条において準用 する場合を含む。）、第四条第四項及び 第二十五条第二項の規定により町村が処 理することとされている事務	第一条、第二条（第十五条において準用 する場合を含む。）、第四条第四項及び 第二十五条第二項の規定により町村が処 理することとされている事務	第一条、第二条（第十五条において準用 する場合を含む。）、第四条第四項及び 第二十五条第二項の規定により市町村が 処理することとされている事務	第一条、第二条（第十五条において準用 する場合を含む。）、第四条第四項及び 第二十五条第二項の規定により市町村が 処理することとされている事務
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)